

議第254号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成26年 3月25日京都市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第1備考以外の部分の改正規定中「別表第1備考以外の部分中」の右に「午後5時」を「午後9時」に、「午後7時」を「午後9時」に、」を加える。

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第2球技場の項の次に3項を加える改正規定を次のように改める。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分			利 用 料 金							
			午 前		午 後		夜 間		全 日	
			ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	28,800	21,600	38,050	28,800	38,050	28,800	104,900	79,200
		入場料を徴収する場合	36,000	26,740	47,310	37,020	47,310	37,020	130,620	100,780
	その他	入場料を徴収しない場合	86,400	64,800	113,140	87,420	113,140	87,420	312,680	239,640
		入場料を徴収する場合	109,020	83,310	142,970	109,020	142,970	109,020	394,960	301,350
テニスコート（1面1時間につき）								2,050	1,640	

フットサルコート (1時間につき)							6,170	4,110
会議室 (1時間につき)	510							
付 属 設 備	別に定める。							

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第2備考1の改正規定中「午前9時から正午まで」を「午前8時（球技場にあっては、午前9時から正午まで）」に改め、「午後1時から午後5時までを」の右に「、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを」を加えに改め、「午後5時まで」を「午前8時」の右に「(球技場にあっては、午前9時)」を加え、「(球技場にあっては、午前9時から午後5時まで)」を削る。

第2条のうち京都市宝が池公園運動施設条例別表第2備考の改正規定の次に次のように加える。

別表第3備考以外の部分中「午後」を削り、同表備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附則第1項中「次項」の右に「(球技場に関する部分を除く。)」を、「平成26年4月1日から」の右に「、「次項（球技場に関する部分に限る。）の規定は平成27年1月1日から」を加える。

附則第2項中「〔運動施設〕という。）」の右に「球技場,」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市宝が池公園運動施設の球技場の供用時間を延長する等の必要があるので提案する。